

2011年2月15日

災害救助法が適用された地域の皆様へ

ブロードマインド少額短期保険株式会社
東京都渋谷区恵比寿南1-5-5
JR恵比寿ビル7階
代表取締役社長 五十嵐 正明

災害救助法適用地域における特別措置のご案内

この度、災害により被害を受けられた皆様には、心からお見舞いを申し上げます。
一日も早く復旧されますことを、心よりお祈り申し上げます。
当社では、災害救助法が適用された地域の被災契約者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

<特別措置の内容>

1. 保険料払込猶予期間の延長
お申し出により、保険料のお払込みについて猶予期間を最長6カ月間（通常は2カ月間）まで延長いたします。
2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化
お申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡易なお取扱いをいたします。

<災害救助法の適用状況>

豪雪による適用・・・平成23年1月27日（厚生労働省発表）
新潟県：魚沼市、小千谷市、十日町市、長岡市

豪雪による適用・・・平成23年1月30日（厚生労働省発表）
新潟県：上越市、東蒲原郡阿賀町

豪雪による適用・・・平成23年1月31日（厚生労働省発表）
新潟県：柏崎市、妙高市、南魚沼市

※なお、最新の災害救助法の適用状況につきましては、厚生労働省のホームページでご確認いただけます。

詳細につきましては、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

ブロードマインド少額短期保険株式会社

契約サービスチーム

電話番号 0120-53-2610（通話料無料）

受付時間 9:00～18:00（ただし土日祝祭日・年末年始は除きます）

